

品川区就学相談委員会設置要綱

制定	昭和54年7月	1日	
改正	昭和59年4月	1日	
改正	平成5年7月	1日	
改正	平成13年3月30日		要綱第13号
改正	平成18年4月	1日	要綱第12号
改正	平成19年4月	1日	
改正	平成24年4月	1日	要綱第15号
改正	平成27年3月31日		要綱第12号
改正	平成28年3月31日		要綱第32号
改正	令和3年4月	1日	要綱第6号

(設置)

第1条 品川区における心身に障害のある児童・生徒の適切な就学を進めるため、品川区就学相談委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、品川区教育委員会教育長に報告する。

- 1 就学相談に係わる相談・面接・観察・診察等に関すること。
- 2 就学相談に係わる資料の収集ならびに作成に関すること。
- 3 就学相談の判断に関すること。
- 4 その他、就学相談に関すること。

(構成)

- 第3条
- 1 委員会は別表に掲げる委員をもって構成する。
 - 2 委員会の委員は教育長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(小委員会の設置)

第5条 委員会は必要に応じて、小委員会を置くことができる。

(委員会及び副委員長)

- 第6条
- 1 委員会に委員長及び副委員長を置く。
 - 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
 - 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
 - 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会務の召集)

第7条 委員会は必要に応じて、委員長が召集する。

付則 この要綱は、昭和54年7月10日から施行する。

付則 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付則 この要綱は、平成5年7月1日から施行する。

- 付則 この要綱は、平成13年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 付則 この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

(別表)

分野	指定委員	人員
医師等	精神科医、小児科医、耳鼻咽喉科医、言語聴覚士、その他必要に応じた専門医師等	4名以上
都立特別支援学校教育職員	都立特別支援学校教職員	5名以上
障害者団体代表		2名以上
療育施設の職員		1名以上
臨床心理士	心理技術職員等	3名以上
児童施設の職員	区立幼稚園長代表、区立保育園長代表	4名以上
区立学校教育職員	区立小学校および義務教育学校(前期課程) 学校長代表 区立中学校および義務教育学校(後期課程) 学校長代表 区立小学校および義務教育学校(前期課程) 学級担任代表 区立中学校および義務教育学校(後期課程) 学級担任代表	60名以上
教育委員会事務局	教育次長、学務課長、 教育総合支援センター長、統括指導主事 指導主事、特別支援教育係長、学校経営指導員、教育心理相談員	10名以上